

調査研究報告書 No.138  
要約版 2007



教育訓練現場における知的財産権に関する調査研究  
— 教材作成時に注意すべき著作権を中心として —

## 研究会メンバー（敬称略順不同）

### 研究会委員

荒井 浩 東京都産業労働局 雇用就業部能力開発課  
尾崎 裕一 神奈川県立藤沢高等職業技術校 教務課  
杉本 進介 杉本法律事務所  
富崎 元成 よつ葉国際特許事務所  
松田 貴典 大阪市立大学大学院 創造都市研究科  
和才恵理子 日本技能教育開発センター 企画開発本部  
鳥潟 与明 職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 開発研究部

### オブザーバー

瀧原 祥夫 厚生労働省 職業能力開発局 能力開発課  
中山 政徳 独立行政法人雇用・能力開発機構 大学校部 業務課

### 事務局

高山 純次 職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 開発研究部  
秋山 恒夫 職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 開発研究部  
木山 弘章 職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 開発研究部

※ 所属は2007年3月現在

# 教育訓練現場における知的財産権に関する調査研究

## — 教材作成時に注意すべき著作権を中心として —

### 研究成果の概要

#### 1 研究の概要

##### 1-1 研究目的

職業能力開発施設では、経済・産業構造やIT化をはじめとする技術革新による企業ニーズの変化に対応すべく、訓練科目や内容の見直しに取り組んでいる。そのため、訓練現場では訓練内容を頻繁に見直す必要が生じ、教材については、指導員が教材を自作し、必要に応じて修正や変更を加えていく場合がよく見られる。

しかし、訓練ニーズの多様化に伴い、指導員が担当する訓練について、自らの知識と技のみで教材を作成することが難しくなり、如何にして、外部から必要な情報を取り込んでくるかが重要となっている。

この時、他人が作成したものを安易にコピーすることによりトラブルが発生する可能性があるが、それ以外にも、本人も気が付かない間に、他者の知的財産権を侵害してしまうことがある。

そこで、本研究では、教育訓練現場で教材を作成する場合などに、著作権を中心とした「知的財産権」について、職業能力開発に係る関係者が守らなければならない規則など、注意すべき点を明らかにするとともに、その対策を考え、関係者に周知することを目的として調査研究を行う。

##### 1-2 研究方法

本研究は、平成17年度（2005）から始められたものである。

平成17年度（2005）は、調査研究会による討議やアンケート・ヒアリング調査を行い、その成果を『教育訓練現場での教材作成等に係る知的財産権の周知と対策に関する調査研究』（調査研究報告書No.134 2006）、及び『教育訓練現場における知的財産権の考え方と教材作成の方法』（調査研究資料No.118 2006）としてまとめた。

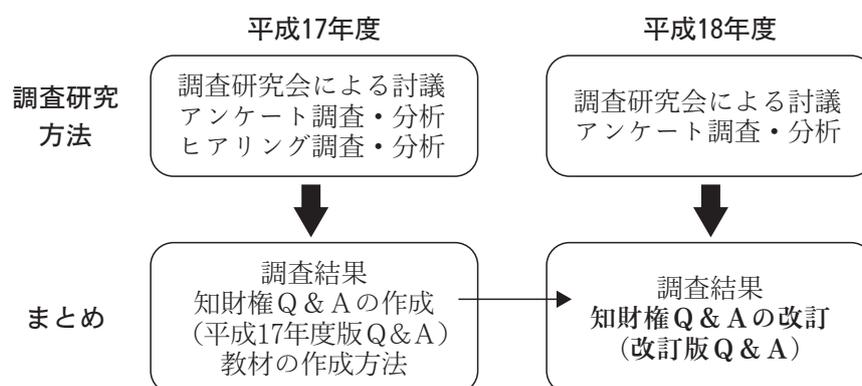


図1 調査研究方法とまとめ方

平成18年度（2006）は、前年度に作成した『知的財産権Q & A』の改訂をテーマとして行った。改訂版作成のために、図1に示すように、調査研究会による討議とアンケート調査を行った。

## 2 教育訓練現場における知的財産権

### 2-1 知的財産権の基本知識

#### (1) 知的財産基本法と知的財産権

「知的財産」とは、知的創造活動によって生み出された財産的価値のあるもの（情報）の創作的財産を言い、「知的財産権」とはこれを保護する権利をいう。

これらは、無形の財産的価値をもつ情報であり、「無体財産」とも呼ばれている。これまで無形の財産権のことを「知的所有権」とも呼んでいたが、近年、物品などの有体物に対して固有に認められている「所有権」（財産権）とは異なる無形の情報を保護する必要から、所有権法とは異なった情報独自の法体系が必要となってきた。

このことが広く認識されるようになり、法令・条約等で使用される「知的所有権」という用語は、可能な限り「知的財産」、「知的財産権」に統一されることとなった。

#### (2) 知的財産権の種類

「知的財産基本法」では、知的財産権を以下に大別している。

- ①特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」
- ②商標権や商号などの使用者の事業活動に用いられ、信用維持を目的とした「営業標識についての権利」
- ③営業秘密やノウハウなどの事業活動に有用な「技術上・営業上の情報についての権利」

### 2-2 職業能力開発における知的財産権

#### (1) 職業能力開発における知的財産権の責務

政府の「知的財産戦略大綱」によると、知的財産立国を実現するためには、「法律をはじめとする諸制度や官民の慣行をゼロから見直し、あるべき姿を追求しなければならない。」と記されている。さらに、「行政機関は、企業や大学における知的財産創造の戦略的な取組の推進や専門人材の育成、優れた発明の成果等の保護・活用を進めるための知的財産関連法制や知的財産に係る情報インフラの整備に努めなければならない。」とされている。

このことから、職業能力開発分野においても、これらを担う人材の育成を強化する必要があると考えられる。これまでも知的財産権の扱いには注意が払われてきたが、ややもすると職業に必要な知識及び技能を付与することが優先され、知的財産権への取組みは、人材の育成を含めて必ずしも十分ではない状況にあった。

本格的に知的財産権に取り組むためには、何より、組織的な管理体制の構築と運用が

必要である。そのためには、知的財産に関する各種研究や、情報の収集・分析・提供、関係者への助言や相談、広報・啓蒙活動などを一体的に進めて行く必要がある。

## (2) 本研究における知的財産権の考え方

知的財産権が関わる分野は広範囲にわたるが、本研究では、教育訓練現場で教材を作成する場合などに、職業能力開発に係る関係者が著作権を中心とした知的財産権について守らなければならない規則など、注意すべき範囲を中心に考えることとする。

## 3 アンケート調査

### 3-1 アンケート調査の目的および概要

#### (1) アンケート調査の目的

能力開発研究センター・教材研究室では、平成17年度に「教育訓練現場での教材作成等に係る知的財産権の周知と対策」に関する調査研究を行った。その成果を、『教育訓練現場での教材作成等に係る知的財産権の周知と対策に関する調査研究』（調査研究報告書No.134 2006）、及び『教育訓練現場における知的財産権の考え方と教材作成の方法』（調査研究資料No.118 2006）の報告書にまとめ、全国の職業能力開発施設等に配布した。

平成18年度は、前年度に作成した『知的財産権Q & A』の改訂を主テーマとし、そのための意見収集を目的として、活用状況や内容に関するアンケート調査を行った。

#### (2) アンケート調査の概要

##### a. 調査対象

調査対象は、全国の職業能力開発施設391施設の職員とした。施設の内訳は、都道府県立職業能力開発施設（短期大学校含む）196施設、障害者職業能力開発校19校、認定職業能力開発施設51施設、雇用・能力開発機構施設125施設である。

##### b. 調査方法

アンケート調査は、雇用・能力開発機構施設に対してはEメールの送付により、それ以外の施設に対しては郵送により協力依頼を行った。

回答は、アンケート調査への協力者自身がパソコン等を利用しインターネットを通して行う方法を取った。

##### c. 調査期間

調査期間は、平成18年8月31日(木)～9月22日(金)の約3週間とした。ここで言う調査期間とは、アンケート調査への協力依頼文書を施設へ送付してから、回答者がアンケート回答画面にログイン可能な期間の意味である。

##### d. 有効回答数

有効回答数は、321件であった。回答は個人で行ったため、同一施設から複数の回

答があった場合も含まれる。

#### e. 回答率

回答率は、36.8%であった。ここで言う回答率とは、対施設についてであり、391施設に協力依頼をして144施設から回答があったという意味である。

#### f. 調査内容

調査内容は、以下に大別できる。

- ①職業能力開発施設等における平成17年度作成の報告書等の活用状況や内容に関する意見の聴取
  - ②職業能力開発施設等における知的財産権に関する取組み状況の調査
- ①は、更に「報告書（本文）」、「知的財産権Q & A」、「教材作成の方法」に分けられることから、調査内容（項目）は、以下の4点となった。

- ・「報告書（本文）」への意見
- ・「知的財産権Q & A」への意見
- ・「教材作成の方法」への意見
- ・知的財産権に関する取組み状況

### 3-2 アンケート調査結果

ここでは、上記のアンケート調査結果のうち、「知的財産権Q & Aについて」の一部分を紹介する。

「調査研究報告書（No.134）」と「調査研究資料（No.118）」の「知的財産権Q&A」について、「役に立っているか」を尋ねたところ、「このアンケートに答えるまで見たことがなかった」という回答が約40%あった（図2）。

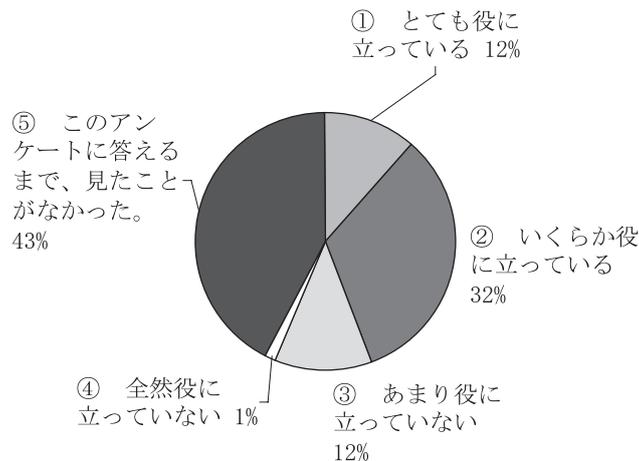


図2 アンケート調査結果の一例

また、「報告書を見たことのある」人の中では、「とても役に立っている」、「いくらか役に立っている」をあわせたものが、回答の約7割を占めた。

「どのように活用しているか」、自由記述で回答してもらったところ、「指導員が教材や資料を作成する際に活用する」というものが最も多かった。

多くの場合、何かあったときにだけ調べる感覚で使われているようであるが、中には、手近なところにおいて頻繁に活用している人もいることが分かった。

### 3-3 アンケート調査結果の分析および考察

アンケート結果の内容については、実施前の予想では、昨年度作成した「知的財産権Q & A」で十分には触れていない箇所（例えば「著作権隣接権」や「権利の変動」など）について、追加的な要望があるのではないかと想定していた。

しかし、アンケート全般を通じて、「複製・引用」について最も多くの関心があり、新たに範囲を広げて解説を加えるよりも、もっと分かりやすく具体的な説明を求めていることが明らかになった。

これらを参考に、調べることを目的とした「知的財産権Q & A」の改訂（昨年度版の改訂）を行う一方、興味を持ってもらうために、分かりやすくすることを目的にした「普及版小冊子」を新たに作成することとした。

## 4 知的財産権Q & Aの改訂

### 4-1 改訂版Q & Aについて

調査研究会による討議やアンケート結果などをもとに、「改訂版Q & A」を作成し、巻末資料2（要約版では割愛）としてまとめた。ここでは、変更点や「改訂版Q & A」の構成や見方について述べる。

#### (1) 変更点

アンケートの結果（「平成17年度版Q & A」の利用状況）から、利用者の最大の関心事は「複製・引用」にあり、もっと分かりやすく、具体的な説明を求めていることが明らかになった。

そこで、「改訂版Q & A」では、括りを変更し、判例解説を加えることとした。また、新たな質問項目（Q）を3項目追加することとした。

括りの変更については、「平成17年度版Q & A」では、「管理職が知っておくべきこと」と「指導員が知っておくべきこと」としていたところを、「改訂版Q & A」では、括りを、「1. 引用・複製の範囲」、「2. ソフトウェアの取扱い」、「3. インターネット利用上の注意」、「4. 知っておきたい基本的な知識」、「5. 産業財産権にかかる事例」に変更した。

判例の解説については、アンケートの回答者から、もう少し具体的な問題について触れて欲しいなどの要望もあり、Q & Aの他に判例の解説を加えることとした。

新たな質問項目の追加については、「ホームページへのリンクについて（Q39）」、「商

標について（Q42）」、「著作権等管理事業者について（Q46）」の3項目とした。

## (2) 構成と見方

今年度の「改訂版Q&A」は、「引用・複製の範囲」、「ソフトウェアの取扱い」、「インターネット利用上の注意」、「知っておきたい基本的な知識」、「産業財産権にかかる事例」の5章により構成されている。

また、「改訂版Q&A」の各章の内容は、それぞれに関連する「Q&A」と「判例解説」で構成される。図3にページ構成を、図4に「Q&A」ページの一例を示す。

「Q&A」部は、質問、回答、対策、解説、関連法規、事例・判例など、関連するQ&Aから成っている。一問一答形式となっており、利用者は必ずしも前から順番に読む必要はない。

「判例解説」部は、件名、論点、概要、コメントから成っている。実際に起きた問題について触れることにより、教材を作成する場合などに注意すべき点が「Q&A」部よりも具体的になると考える。

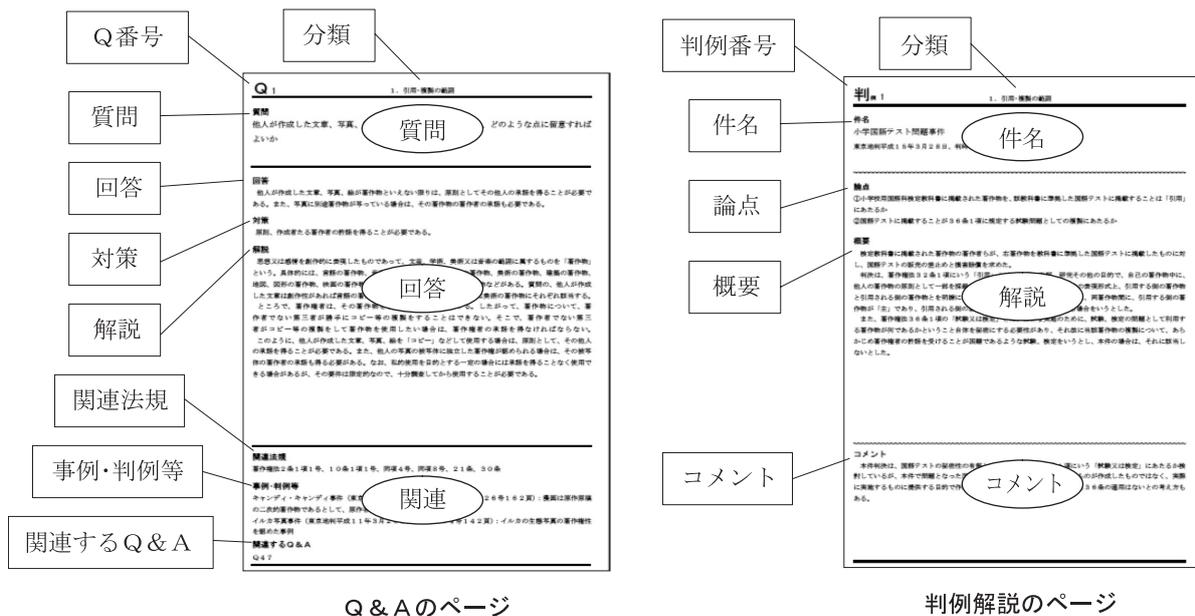


図3 「改訂版Q&A」のページ構成

**質問**

他人が作成した文章、写真、絵を用いて教材を自作する場合、どのような点に留意すればよいか

**回答**

他人が作成した文章、写真、絵が著作物でないといえない限りは、原則としてその他人の承諾を得ることが必要である。また、写真に別途著作物が写っている場合は、その著作物の著作者の承諾も必要である。なお、授業で使用する目的の場合は承諾が不要の場合があるが、その条件は限定的なので良く注意して行う必要がある。

**対策**

原則、作成者たる著作者の承諾を得ることが必要である。

**解説**

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものを「著作物」という。具体的には、言語の著作物、音楽の著作物、舞踏、無言劇の著作物、美術の著作物、建築の著作物、地図、図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、プログラムの著作物などがある。質問の、他人が作成した文章は創作性があれば言語の著作物に、写真は写真の著作物に、絵は美術の著作物にそれぞれ該当する。

ところで、著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。したがって、著作物について、著作者でない第三者が勝手にコピー等の複製をすることはできない。そこで、著作者でない第三者がコピー等の複製をして著作物を使用したい場合は、著作権者の承諾を得なければならない。

このように、他人が作成した文章、写真、絵を「コピー」などして使用する場合は、原則として、その他人の承諾を得ることが必要である。また、他人の写真の被写体に独立した著作権が認められる場合は、その被写体の著作者の承諾も得る必要がある。なお、私的使用を目的とする一定の場合や、授業で使用する目的の場合には承諾を得ることなく使用できる場合があるが、その要件は限定的なので、十分調査してから使用することが必要である。

**関連法規**

著作権法 2 条 1 項 1 号、10 条 1 項 1 号、同項 4 号、同項 8 号、21 条、30 条、35 条

**事例・判例等**

キャンディ・キャンディ事件（東京地判平成 12 年 3 月 30 日、判時 1726 号 162 頁）：漫画は原作原稿の二次的著作物であるとして、原作者の権利を認めた事例

イルカ写真事件（東京地判平成 11 年 3 月 26 日、判時 1694 号 142 頁）：イルカの生態写真の著作権性を認めた事例

**関連する Q & A**

Q4 Q47

図 4 「改訂版 Q & A」のページの一例

### (3) 質問項目等一覧

#### a. Q & A

本年度の「改訂版Q & A」では、括りを変更し、新たな質問項目（Q）を加えたため、質問項目（Q）の数は、全部で60個となった。

表1に、質問項目の一覧を示す。ここでは、指導員の業務のうち「教材作成」、「訓練」、「研究・開発」について、質問項目が関連すると思われるものについて○印をつけた。これは参考のための目安であり、限定されるものではない。

表1 質問項目一覧

1. 引用・複製の範囲				
番号	質問	教材作成	訓練	研究・開発
Q01	他人が作成した文章、写真、絵を用いて教材を自作する場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	
Q02	自分が勤務する能力開発施設の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該施設の訓練生（受講生）や職員に配布することが可能か	○	○	
Q03	自分で人気漫画のキャラクターを描いて教材に取り込むことについて、著作権はどのように影響するのか	○	○	
Q04	著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか	○	○	
Q05	引用、複製、転載の意味は、各々違うものなのか	○	○	○
Q06	市販図書の一部を訓練（授業）で用いるため必要な部分をコピーし、訓練生（受講生）に配布することは著作権の侵害に当たるのか	○	○	
Q07	能力開発施設の教材として購入した製品の技術資料、マニュアルが足りないのをこれをコピーして訓練生（受講生）に配布してもよいのか	○	○	
Q08	教材として作成したテキストを、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使うことができるのか	○	○	
Q09	テレビ番組を録画して教材として利用することができるのか	○	○	
Q10	定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのか		○	
Q11	県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナを用いて取り込むことは著作権の侵害に当たるのか	○	○	
Q12	引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	○
Q13	他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか	○	○	○
Q14	出所の明示義務違反をした場合、罰則規定はあるのか。	○	○	○
2. ソフトウェアの取扱い				
番号	質問	教材作成	訓練	研究・開発
Q15	自作のソフトウェアにも著作権があるのか	○	○	○
Q16	ソフトウェアに関する教材の作成においては、画面のコピーを使うだけでも著作権侵害になるのか	○	○	○

Q17	ソフトウェアを作成する際、市販の図鑑から写真を取り込む場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	○
Q18	複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことができるのか	○	○	○
Q19	他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	○
Q20	友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら訓練（授業）で使用した場合、どのような問題があるのか		○	
Q21	予算の都合で半分しかバージョンアップできないソフトウェアについて、残りは次年度の予算で購入する見通しなので、今年度は残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用してもよいのか		○	
Q22	リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書は能力開発施設名義で出すべきかリース会社名義で出すべきか		○	
Q23	能力開発施設で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか		○	
Q24	能力開発施設で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか	○	○	
Q25	ソフトウェア業者にソースコードやオブジェクトコードの提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供した場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	○
Q26	訓練（授業）に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たるのか		○	
Q27	自作のソフトウェアが偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合、著作権の侵害となるのか	○	○	○
Q28	フリー・ソフト、パブリック・ドメイン・ソフトは自由に使ってもよいのか	○	○	○
Q29	訓練生（受講生）が訓練（授業）中に作成したプログラムの著作者は誰になるのか		○	
Q30	職員が職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に能力開発施設のものになってしまうのか		○	○
Q31	教材として作成したソフトウェアプログラムのコピーを友人に譲渡することが許されるのか	○	○	
Q32	業者にソフトウェアの作成を委託した場合、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することができるのか		○	
Q33	市販のプログラムを能力開発施設間で貸し出すことができるのか		○	
Q34	ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合、著作権者の許諾を得る必要があるのか		○	
<b>3. インターネット利用上の注意</b>				
番号	質 問	教材作成	訓練	研究・開発
Q35	インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして訓練生（受講生）に配布してもよいのか		○	○
Q36	インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか	○	○	○
Q37	訓練生（受講生）の作品をインターネット上に公開する場合、著作権法上どのような点に留意すればよいか		○	
Q38	英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、著作権の侵害に当たるのかどうか	○	○	○
Q39	当能力開発施設のホームページに、他施設のホームページのリンクを無断で張ってもよいのか			

4. 知っておきたい基本的な知識				
番号	質 問	教材 作成	訓練	研究・ 開発
Q40	作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるのか	○	○	○
Q41	©(マルシーマーク)は、どのような意味があるのか	○	○	○
Q42	企業のロゴタイプなどに小さくTM、SM、®(マルアールマーク)と記されていることがあるが、どのような意味があるのか	○	○	○
Q43	著作権が保護されるのは、どれくらいの期間なのか	○	○	○
Q44	著作権を得るために、手続きが必要になるのか	○	○	○
Q45	著作権に関する国際条約にはどのようなものがあるのか	○	○	○
Q46	著作権等管理事業者とは、どのような事業者のことなのか	○	○	○
Q47	文献データベースを作成する場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	○
Q48	有料のデータベースを使って資料を作成し、訓練(授業)で使う場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	○
Q49	公的機関から発行されている数値データまたは統計データに著作権があるのか	○	○	○
Q50	著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合、著作権がどうなるのか	○	○	
Q51	封印を開けると返品できないと明記されているソフトウェアを開封した場合、返却できるのか	○	○	○
Q52	ソフトウェアプログラムの登録制度とはどのようなものなのか	○		○
Q53	訓練(授業)のために作成したノート、メモをまとめて本で出版することは問題ないのか	○		
Q54	訓練(授業)において著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とでは違いがあるのか		○	
5. 産業財産権にかかる事例				
番号	質 問	教材 作成	訓練	研究・ 開発
Q55	企業との共同研究において、当能力開発施設の指導員が製品のデザインを担当し、完成した作品を、企業側がコンテストに応募したところ、賞を受賞した。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員の扱いをどうしたらよいか			○
Q56	企業との共同研究に能力開発施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか			○
Q57	ある市の産業振興の一環として観光キャラクターの作成に当能力開発施設の指導員が協力し、作成した作品が採用されることとなった。事前に市側からは、商標登録に関する説明が無かった場合、商標登録に際してどのように扱うべきか			○
Q58	ある企業の特許を含んだ製品が教材として良いので、訓練生(受講生)に分解、実験、又は試作等をさせることはできるのか		○	○
Q59	製品化はされていないが企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したので訓練生(受講生)に再現実験で見せてもよいのか		○	○
Q60	当能力開発施設の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請(取得)済みではないのか」との指摘があった場合、どのように対応すればよいのか		○	○

## b. 判例解説

判例解説は、「1. 引用・複製の範囲」、「2. ソフトウェアの取扱い」、「3. インターネット利用上の注意」、「4. 知っておきたい基本的な知識」、「5. 産業財産権にかかる事例」の各項目について、関係する判例を2個ずつとりあげて解説やコメントを加えた。

判例の一覧を、表2に示す。

表2 判例一覧

No.	分類	件名	論点
1	引用・複製の範囲 (教科書準拠教材)	小学国語テスト問題事件 (東京地判平成15年3月28日、判時1834号95頁)	①小学校用国語科検定教科書に掲載された著作物を、該教科書に準拠した国語テストに掲載することは「引用」にあたるか ②国語テストに掲載することが36条1項に規定する試験問題としての複製にあたるか
2	引用・複製の範囲 (データベース)	タウンページデータベース事件 (東京地判平成12年3月17日、判時1714号128頁)	①タウンページデータベースがデータベースの著作物といえるか ②タウンページが編集著作物といえるか
3	ソフトウェアの取扱い	ときめきメモリアル事件 (最判平成13年2月13日、民集55巻1号87頁)	①単にパラメータを変更することが、ゲームソフトの同一性保持権を侵害するか ②メモリーカードを使用せず、単に輸入、販売したものに對し、同一性保持権侵害を理由に損害賠償の請求ができるか
4	ソフトウェアの取扱い	中古ゲームソフト事件 (最判平成14年4月25日、民集56巻4号808頁)	①本件ゲームソフトが「映画の著作物」に当たるか。 ②本件ゲームソフトは、頒布権の対象となる複製物に当たるか。 ③頒布権があったとした場合、頒布権は譲渡により消尽するか。
5	インターネット利用上の注意 (HP上の要約文)	書籍要約無断掲載事件 (東京地判平成13年12月3日、判例時報1768号116頁)	①インターネットによる著作権侵害 ②本件要約文が、原著作物の翻案なのか引用なのか
6	インターネット利用上の注意 (掲示板の転載)	掲示板転載出版事件 (東京高判平成14年10月29日、最高裁HP)	①思想又は感情の表現があるといえるための要件 ②創作的表現の創作性の程度
7	知っておきたい基本的な知識 (保護期間)	ローマの休日事件 (東京地判平成18年7月11日、HP掲載)	①映画の著作物の保護期間 ②本件映画に改正法が適用されるか
8	知っておきたい基本的な知識 (登録)	フジサンケイグループ事件 (東京高判平成9年8月28日、判時1625号96頁)	①著作者のみならず著作権者も、不実の実名登録の抹消請求が認められるか ②不実の実名登録として抹消請求できるのは、真実の著作者の著作物と同一の場合に限られるか
9	産業財産権にかかる事例 (特許、試験・研究)	医薬品販売差止請求事件 (最判平成11年4月16日、判時1675号37頁)	①特許法69条の「試験又は研究」とは具体的にどのようなものをいうのか。 ②薬事法所定の製造承認申請のために必要な試験を行うことは、特許法69条1項にいう「試験又は研究のためにする特許発明の実施」に当たるか。
10	産業財産権にかかる事例 (商標)	ポパイ商標事件 (最判平成2年7月20日、判時1356号132頁)	①商標権侵害の主張と権利濫用 ②商標権と著作権との抵触

表中にある以下の語句については、括弧内の略語を用いた：判例時報（判時）、最高裁判所民事判例集（民集）、最高裁判所判決（最判）、高等裁判所判決（高判）、地方裁判所判決（地判）

## 5 まとめ

アンケート調査などから明らかになったことは、おおよそ以下に示す2点であった。これらの対策を調査研究会で検討し、「知的財産権Q & A」の改訂などに活かした。

### (1) 自主教材作成に係る最大の関心事は「引用・複製」にある。

アンケート調査を行った結果、一貫して「引用・複製」への関心の高さがうかがえた。このことから、「平成17年度版Q & A」では、「管理職が知っておくべきこと」と「指導員が知っておくべきこと」という大分類にしたが、「平成18年度改訂版Q & A」においては、括りを、「引用・複製」、「ソフトウェアの取扱い」、「インターネット」、「基本的な知識」、「産業財産権」に変更し、「引用・複製」の箇所を最初にまとめた。

### (2) 成果物は見てもらうことができれば役立つ。

アンケート結果から、「知的財産権Q & A」が十分には読まれていないが、読まれれば役立つことが分かった。また、とりあげる範囲を広げることよりも、見やすく分かりやすくしてもらいたいとの要望が多くあった。

このことから、新規Q（質問項目）の追加は少なくし、具体的な問題を取り上げるために、判例解説を作成した。

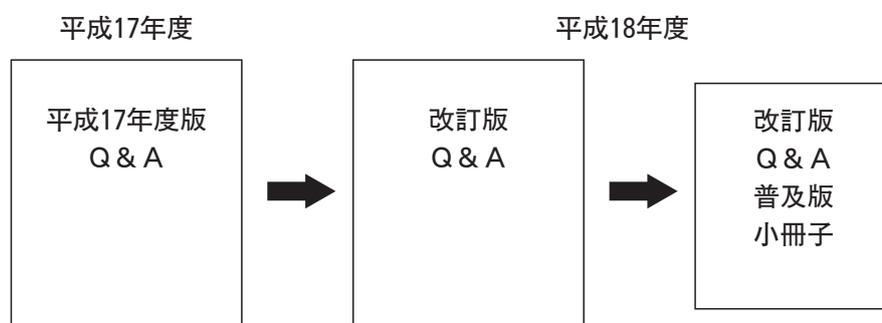


図5 知的財産権Q & Aの改訂について

また、「改訂版Q & A」を要約し、読みやすくした普及版小冊子を作成した（図5）。

これを、全国の職業能力開発施設の指導員に配布する予定にしている。

平成18年度の調査研究結果のうち、アンケート調査報告は、「巻末資料1」（「知的財産権にかかるアンケート調査」結果報告書）として、Q & Aの改訂は「巻末資料2」（教育訓練現場における知的財産権Q & A改訂版）としてまとめた（本要約版では割愛した）。

成果物を多くの職業能力開発の関係者に見てもらうために、「調査研究報告書」本文とは別にし、これらの資料と「普及版小冊子」を個別に利用できるようにした。

# 報告書目次

## 序章 概要

### 第1節 研究の概要

- 1-1 目的
- 1-2 方法
- 1-3 研究結果の概要

## 第1章 教育訓練現場における知的財産権

### 第1節 知的財産権の基本知識

- 1-1 知的財産権とは
  - (1) 知的財産基本法と知的財産権
  - (2) 知的財産権の種類
- 1-2 工業所有権と知的財産権

### 第2節 職業能力開発における知的財産権

- 2-1 職業能力開発における知的財産権の責務
- 2-2 職業能力開発における知的財産権の責務と課題
- 2-3 本研究における知的財産権の考え方

### 第3節 教育訓練現場における教材作成と指導上の課題

- 3-1 教材作成と著作権
- 3-2 創作と著作物に対する意義
  - (1) 創作
  - (2) 著作物

## 第2章 アンケート調査

### 第1節 アンケート調査の目的および概要

- 1-1 アンケート調査の目的
- 1-2 アンケート調査の概要
  - (1) 調査対象
  - (2) 調査方法
  - (3) 調査期間
  - (4) 有効回答数
  - (5) 回答率
  - (6) 調査内容
- 1-3 回答者のプロフィール
  - (1) 所属施設
  - (2) 役職

(3) 指導員の所属系

第2節 アンケート調査結果

- 2-1 報告書（本文）について
- 2-2 知的財産権Q & Aについて
- 2-3 教材作成の方法について
- 2-4 知的財産権に関する取組みについて
- 2-5 その他

第3節 アンケート調査結果の分析および考察

- 3-1 インターネット調査について
- 3-2 考察

第3章 知的財産権Q & Aの改訂

第1節 改訂版Q & A

- 1-1 変更点
- 1-2 構成と見方
- 1-3 質問項目等一覧
  - (1) Q & A
  - (2) 判例解説

第4章 まとめ

参考文献

巻末資料

巻末資料1 「知的財産権にかかるアンケート調査」結果報告書

巻末資料2 教育現場における知的財産権Q & A（改訂版）

付 属

- 1 アンケート調査質問票
- 2 著作物使用許諾申込書の記載例

調査研究報告書 No.138 要約版

教育訓練現場における知的財産権に関する調査研究

—教材作成時に注意すべき著作権を中心として—

---

発行	2007年5月
発行者	独立行政法人 雇用・能力開発機構 職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 所長 佐藤 伝一 〒229-1196 神奈川県相模原市橋本台4-1-1 TEL：042-763-9046（普及促進室）
印刷	システム印刷株式会社 〒191-0031 日野市高幡1012-13 TEL：042-591-1411

---

本書の著作権は、独立行政法人 雇用・能力開発機構が有しております。



古紙配合率100%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

調査研究報告書 No.138  
要約版 2007

THE INSTITUTE OF RESEARCH AND DEVELOPMENT  
POLYTECHNIC UNIVERSITY